

項目	4 田代ダムの水利権更新について
答弁者	森副知事
質問要旨	<p>大井川では、発電取水による河川流量の減少に対して、地域住民による「水返せ運動」など、流況改善に関する熱い取組が行われてきた。</p> <p>大井川の上流部に位置する田代ダムの水利権については、平成17年の更新に合わせ、流域市町から大井川に流水を取戻そうとする強い声があがり、流域市町、国、県、発電事業者による議論が重ねられ、さらには、知事自らによる東京電力本社を訪れての社長との直談判など、地域一体となった運動が展開された経緯がある。</p> <p>本年3月には、県民生活の安定向上及び本県の経済社会の健全な発展に寄与することを目的として、静岡県水循環保全条例が公布され、7月に施行されたところであり、本県の豊かな水資源の恩恵を大切にしていこうとする本県の取組に期待しているところである。</p> <p>一方、本年4月に、リニア中央新幹線のトンネル工事に伴う湧水の県外流出対策として、JR東海から田代ダム取水抑制案が提案された。</p> <p>JR東海の田代ダム取水抑制案の実現可能性については、いまだ結論が出ていないものの、この提案をめぐり、知事が「水が戻ってくればありがたい。」と述べたことは、まさに大井川流域に暮らす住民の思いを代弁したものといえる。</p> <p>このような状況の下、田代ダムの水利権が、令和7年12月に更新時期を迎えると承知している。</p> <p>そこで、3年後の水利権の更新に向けて、県は、どのように対応をしていくのか伺う。</p>

<答弁内容>

田代ダムの水利権更新についてお答えいたします。

田代ダムの水利権につきましては、利水者である東京電力をはじめ、国や県及び地元市町等を構成員とする大井川水利流量調整協議会において、関係者の相互理解の上、取水量や取水に優先して放流される河川維持流量が合意され、国土交通省が許可をしております。

前回、平成27年の水利権更新は、河川環境調査や河川維持流量の放流効果の検証結果などを基に、同協議会でそれぞれの立場を尊重しつつ、議論を重ね、それまでの河川維持流量を踏襲することで合意し、更新に至ったものであります。県は、その間、協議会の運営に当たり、丁寧で活発な議論がなされ、十分な理解の上で合意がなされるよう、全力で取り組んでまいりました。

令和7年12月に期限を迎える次の水利権の更新に向け、これまで同様、同協議会で大井川源流部の状況や地域の思いを共有することが大変重要と考えております。このため、これまでの議論や検証を確認するとともに、更新に当たり十分な調査や検討を要することが想定されますことから、早い段階から関係者と密接に連携して、科学

的根拠に基づいた調整を行うなど、計画的かつ丁寧に対応してまいります。

一方、リニア中央新幹線工事に伴う大井川の水問題は、令和7年の田代ダム水利権更新とは、切り離して議論するものであると認識しております。今後の議論の動向を踏まえ、田代ダムの水利権更新への影響が明らかになった場合は、大井川水利流量調整協議会におきまして、関係者から説明を求めるなど適切に対応してまいります。

利水者や流域市町等の関係者の意見を丁寧に伺いながら、長い歴史の中で関係者の努力の積み重ねによって成り立っています大井川の水利用が将来にわたって持続可能となるよう、取り組んでまいります。

以上であります。